

## 育成者権の延長など

農水省

農林水産省の「植物新品種の保護に関する研究会」は24日、中間とりまとめを明らかにした。優良な植物新品種を適切に保護するための育成者権の存続期間の延長をはじめ、国内における効果的な育成者権侵害対策の促進、国民に対する植物新品種保護の重要性のPRなどが盛り込まれた。年内に最終報告がまとまる。

知的財産の創造・保護・活用による日本の産業の国際競争力の強化を目指す知的財産基本法が平成14年11月に制定されたことを受け、現在、政府が中心になって「知的財産立国」の実現に向けた取り組みが行われている。

このような状況の中、農林水産分野の重要な知的財産である植物の新品種については、近年、不法に持ち出した日本の育成品種を用いて海外で生産された農産物が日本に逆輸入されてくる事例が顕在化してきた。このため、昨年、種苗法が改正され、育成者権侵害に対する罰則が強化され

るとともに、関税定率法の改正により、税関における育成者権侵害物品の取締りが開始された。

今回の中間とりまとめは、植物新品種の保護について、今後必要と考えられる対策を幅広く検討したもので、優良な新品種を適切に保護するための育成者権の存続期間の延長、育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の制限のあり方についての再検討、海外における戦略的な育成者権の取得・活用の促進、アジアの国々などに対する新品種保護制度の整備・充実・運用改善の働きかけ、国内における効果的な育成者権侵害対策の促進、国民に対する植物新品種保護の重要性のPR、などが盛り込まれた。

第6回植物新品種の保護に関する研究会  
議事次第

平成16年8月24日14時～  
農林水産省第二特別会議室

1 開 会

2 農林水産省あいさつ

3 議 事

中間とりまとめ（案）について

4 閉 会

## 第6回植物新品種の保護に関する研究会

### 配付資料一覧

#### 議事次第

委員名簿、出席者名簿（委員、意見陳述以外）

資料1-1：植物新品種の保護に関する研究会中間とりまとめ(案)

資料1-2：(参考1)植物新品種の保護に関する研究会における主要な意見

資料1-3：(参考2)関係資料

資料2：植物新品種の保護に関する研究会中間とりまとめ(案)の概要

資料3：委員からの質問に関する資料

資料4：「植物新品種の保護に関する研究会」における今後の検討について

# 植物新品種の保護に関する研究会 中間とりまとめ(案)

はじめに	_____	1
I 育成者権の内容について	_____	1
1 登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大	_____	2
2 育成者権の存続期間の延長	_____	3
3 育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲	_____	5
II 育成者権の戦略的な取得・活用について		
1 海外における戦略的な育成者権の取得・活用	_____	7
2 国内における効果的な育成者権侵害対策	_____	8
III その他		
1 育成者権侵害に対する措置に関する制度	_____	9
2 職務育成に関する制度	_____	9
3 その他	_____	10

参考 1 : 植物新品種の保護に関する研究会における主要な意見 (別葉)

参考 2 : 関係資料 (別葉)

## 「植物新品種の保護に関する研究会」中間とりまとめ（案）

### はじめに

① 知的財産の創造・保護・活用による我が国産業の国際競争力の強化を目指す、知的財産基本法が平成14年11月に制定されたことを受け、政府をあげて「知的財産立国」の実現に向けた取組が行われているところである。

このような中で、農林水産分野の重要な知的財産である植物の新品種については、近年、不法に持ち出した我が国育成品種を用いて海外で生産された、農産物が我が国に逆に輸入されてくる事例が顕在化してきたこと等に対応し、昨年、種苗法が改正され、育成者権侵害に対する罰則が強化されるとともに、関税定率法の改正により、税関における育成者権侵害物品の取締りが開始された。

しかしながら、新品種を活用した産地振興を支援し、我が国農林水産業の競争力強化を図るためには、新品種のさらなる保護の強化についての検討が求められているところである。

② このようなことを踏まえ、本研究会においては、本年4月から6回の会議を行い、植物新品種の保護について、今後必要と考えられる対策を幅広く検討し、以下のとおり、そのあるべき方向を中間的にとりまとめた。

③ この「中間とりまとめ」は、農林水産省のホームページ上で公表し、広く国民の意見を募集したうえで、寄せられた意見を踏まえた再検討を行って最終的なとりまとめを行い、農林水産省に今後の施策への反映を求めることとする。

また、特に、「登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大」及び「育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲」については、本研究会の議論において、関係者の意見をさらに聴取し、慎重に具体的検討を進めることの必要性が指摘されていることから、これらの課題に対応した分科会を開催し、その検討結果を最終的なとりまとめに反映させることとする。

④ なお、この「中間とりまとめ」が適切に理解されるよう、「中間とりまとめ」の作成に至るまでに述べられた意見の概要を参考1として添付した。

### I 育成者権の内容について

現行の育成者権の内容（参考2の1参照）に関する主要な指摘（参考2の2）、及び植物新品種の保護に関する国際的な枠組みを定めたUPOV（ユポフ）条約の規定との関

係（参考2の3、4）を勘案し、本研究会においては、育成者権の内容について

- ア 登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大
- イ 育成者権の存続期間の延長
- ウ 育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲

の3点について検討を行った。

これらの項目の検討に当たっては、「制度改正の必要性」と制度を改正した場合の「問題点」の双方を整理し、両者を踏まえたうえで、「施策のあるべき方向」を整理した。

## 1 登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大

### (1) 現行法の体系

- ① 現行種苗法において、育成者権の効力は、登録品種の種苗及び収穫物の生産、譲渡、輸入等には及ぶが、登録品種の収穫物を原料とした加工品を生産、譲渡、輸入等する行為には及ばない（参考2の5）。
- ② 一方、UPOV条約は、締約国の裁量により、保護された品種の収穫物から「直接に生産された加工品」に関する行為を育成者権の効力の及ぶ範囲に加えることができると規定しており、これを受けて、ドイツ、オーストラリア、韓国等では、加工品に関する行為に育成者権の効力が及んでいる（参考2の6、7）。

### (2) 制度改正の必要性

- ① 平成15年の種苗法及び関税定率法の改正（参考2の8、9）により、育成者権侵害に対する措置は強化されたが、今後、登録品種の収穫物を加工することにより、脱法行為的に種苗法の網の目をくぐり抜ける行為が行われる可能性が高い（参考2の10）。登録品種の収穫物を原料とした加工品に育成者権の効力を及ぼすことにより、このような行為にも、法的措置をとることが可能となる。
- ② また、従来、加工品段階での品種識別は極めて困難であったが、近年のDNA品種識別技術の開発の進展により、一部の加工品については、品種識別が可能となってきており（参考2の11）、必要な制度整備が行われれば、これらの技術を活用し、加工品段階での育成者権侵害対策を実施することができると考えられる。

### (3) 問題点

- ① しかしながら、海外で加工品の原料を調達する食品加工業者は、品種を特定して原料の調達を行っていない場合が多く、また、品種を特定していても、他品種の混入を

チェックすることが困難であるため、登録品種の収穫物を原料とした加工品に育成者権の効力を及ぼした場合には、これらの食品加工業者等に相当の影響を与えることとなる。

- ② また、加工品のうち、米飯、ござ、小豆やいんげんまめから作られた餡等限られた範囲で、DNAによる品種識別技術が開発されているのみであり、その他のものについては、制度整備が行われたとしても、加工品段階での育成者権の行使は極めて困難である。

#### (4) 施策のあるべき方向

以上のようなことを踏まえた施策のあるべき方向は、以下のように考えられる。

- ① 制度改正を行い、UPOV条約の規定（保護品種の収穫物から直接に生産された加工品）の範囲内で、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも、育成者権の効力を及ぼすことを検討すべきである。
- ② ただし、現時点においては、品種識別の可能な加工品の範囲が非常に限られていること等から、育成者権の効力を及ぼす加工品の具体的な範囲及びその実施時期については、品種識別技術の開発及び実用化や加工原料の調達状況を勘案するとともに、育成者権者、食品加工業者等関係者の意見を聴取し、慎重な検討を行う必要がある。
- ③ 特に品種識別技術については、食品加工業者等が育成者権侵害を回避するために、自主的に加工品や加工原料の品種識別を行おうとする場合においても、利用可能なレベルまでに実用化されているかどうかを十分に検討する必要がある。
- ④ 品種識別の可能な加工品の範囲を拡大するため、DNA品種識別技術の開発・実用化を推進する必要がある。

## 2 育成者権の存続期間の延長

### (1) 現行法の体系

- ① 現行種苗法では、育成者権の存続期間は、登録から20年（木本植物は25年）であり、登録料を継続して支払うことにより、育成者権は、最長で20年間（又は25年間）継続する（参考2の12）。
- ② 一方、UPOV条約では、育成者権の存続期間は20年以上（樹木及びぶどうは25年以上）と規定されており、EUでは25年（樹木、ぶどう及びばれいしょは30

年)となっている(参考2の13)。

- ③ 育成者権の実際の存続期間は、登録品種全体の平均で5.2年であり、特に観賞用植物では短い現状にある(参考2の14)。また、育成者権者を対象としたアンケート調査結果では、育成者権の存続期間は「現行どおりでよい」と回答が8割近くを占めている(参考2の15)。

## (2) 制度改正の必要性

- ① 新品種の育成・普及には長期間を要することから、これに見合った権利の保護を確保し、新品種育成を振興する必要がある。
- ② また、現行の存続期間では、食用作物や果樹の主力品種の相当部分が期間満了等のため保護されていない現状(参考2の16)にあり、今後は、産地振興の核となる新品種を適切に保護し、我が国農林水産業の競争力強化を図る必要がある。
- ③ なお、登録品種全体の実際の育成者権存続期間の平均は短く、育成者権者全体からみると、育成者権の存続期間を延長すべきという意見は多数派ではないが、産地の主力品種として普及するような優良品種は、登録品種全体のうちごく僅かであり、このような優良品種の保護の確保のために、存続期間を延長するかどうかの検討を行うべきであって、登録品種全体の平均や育成者権者全体の意見の傾向のみで、育成者権の存続期間の在り方を判断するのは適切でないと考えられる。

## (3) 問題点

しかし、一方では、育成者権の存続期間が、特許権と比較して短いわけではないこと(参考2の17)や、育成者権者へのアンケート調査結果では、現行の存続期間でよいという回答が多数を占めていること等から、育成者権の存続期間を延長する必要はないという意見もある。

## (4) 施策のあるべき方向

以上のようなことを踏まえた施策のあるべき方向は、以下のように考えられる。

- ① 制度改正を行い、育成者権の存続期間を延長することを検討すべきである。
- ② その場合に、どのような植物につき、どの程度の存続期間が適当であるか等については、新品種の育成と利用の実態、海外の制度の状況等を勘案して検討する必要がある。

### 3 育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲

#### (1) 現行法の体系

① 現行種苗法は、農業者の自家増殖には、原則として育成者権の効力が及ばないと規定し、「省令で定める栄養繁殖植物」及び「契約で別段の定めをした場合」には、例外的に育成者権の効力が及ぶと規定している。

これは、従来から農業者によって行われてきた自家増殖の慣行を、育成者権の効力の及ぶ範囲の例外として規定したものである。また、一方で、自家増殖を制限する契約を締結する慣行が定着している植物を省令により定め、登録品種の自家増殖に際して、育成者権者等の許諾を必要としている（参考2の18）。

② 一方、UPOV条約においては、締約国が「合理的な範囲内で、かつ育成者の正当な利益を保護することを条件として」育成者権の及ぶ範囲の例外として、農業者の自家増殖を規定することができる」と規定されており、欧米各国においては、この自家増殖の範囲は、日本よりも狭く規定されている。（参考2の19）

#### (2) 制度改正の必要性

- ① 農業者の自家増殖を育成者権の効力の及ぶ範囲の例外として規定することによって、育成者権者は、新品種の普及の程度等に応じた正当な利益が確保できない状況にあり、新品種育成の振興の妨げとなっているとの意見がある。
- ② また、自家増殖を育成者権の効力の及ぶ範囲の例外として規定していることが、農業者への育成者権に対する認識の浸透を阻害し、ひいては、育成者権侵害を招いているとの意見もある。
- ③ 一方、現行制度において既に自家増殖に当たって許諾が必要とされている植物以外にも、近年、自家増殖を制限する契約の締結が普及してきている植物があり、従前の考え方に沿った場合においても、自家増殖に許諾が必要な植物の範囲の拡大を検討する必要があると考えられる。
- ④ また、近年、新しい種類の植物の品種登録が増加しており、このような植物の多くにおいては、農業者による自家増殖の慣行は存在しないと考えられるのに、現行制度では、逐一省令改正を行って指定しない限り、自家増殖に当たって許諾が必要な植物には該当しないこととなっており、このような植物の扱いについても検討する必要がある。

### (3) 問題点

- ① しかしながら、一方で、自家増殖に当たって許諾が必要な植物の範囲を拡大することは、農業者の権利の侵害であり、農業生産現場の混乱を招くとともに、農業経営を圧迫するとの意見がある。
- ② 植物によっては、種苗の量と質の両面にわたる安定供給体制が確立していない中で、自家増殖に当たって許諾が必要な植物の範囲を拡大すると、安定的な農業生産の維持に支障をきたすことも考えられるので、自家増殖が種苗の安定確保に果たす役割を考慮すべきであるとの意見もある。
- ③ また、新品種の普及に当たり、自家増殖が一定の役割を果たしている場合もある。

### (4) 施策のあるべき方向

以上のようなことを踏まえた施策のあるべき方向は、以下のように考えられる。

- ① 新品種育成の一層の振興を図る観点から、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力の及ぶ範囲の例外としての自家増殖の範囲の在り方について再検討することが必要である。
- ② その場合に、自家増殖を制限する契約の定着状況、及び自家増殖の慣行のない新たな栽培植物の増加について勘案する必要がある。
- ③ 自家増殖に当たって許諾を必要とする植物の具体的な範囲については、育成者権者、農業者等の関係者の意見を聴取し、慎重な検討が必要である。
- ④ 自家増殖の制限に関する規定方法については、次の二つの意見があり、自家増殖を制限する植物の具体的な範囲の検討と合わせて、両案の長所及び短所を具体的に検討していく必要がある。
  - (A) 自家増殖には原則として育成者権の効力が及ぶこととし、自家増殖に当たって育成者権者の許諾を必要としない植物を例外として列挙して定めるべきである。
  - (B) 自家増殖に当たって許諾が必要な植物の範囲を拡大するとしても、現行制度の下で省令で定めている植物を増やすことで対応が可能であり、育成者権の効力の及ぶ植物を列挙して定めている、現行の仕組みを維持すべきである。

## II 育成者権の戦略的な取得・活用について

### 1 海外における戦略的な育成者権の取得・活用

#### (1) 現状

① 海外における育成者権侵害を防止するためには、各国において国際的に調和した水準の新品種保護制度が整備され、我が国の新品種育成者が、これらの制度に基づき効果的に権利を行使する環境が整備される必要があるが、現在のところ、アジア地域において、UPOV条約を締結しているのは、我が国の他に、中国、韓国及びシンガポールの3カ国のみである（シンガポールは平成16年7月に締結）。

また、中国及び韓国においても、現段階においては、保護対象としている植物は限られており、我が国のように全植物が保護対象となっているわけではない（参考2の20）。

我が国政府は、植物新品種保護国際同盟（UPOV）に資金を拠出し、アジア地域を対象として、新品種保護制度の整備および適切な運用を促進するためのセミナーの開催等の活動を行うとともに、アジア地域等を対象として、新品種保護制度の整備・運用のための研修を実施している。さらに、FTA交渉の場等を利用し、新品種保護制度の整備・拡充について交渉を行っている。

② 2002年に我が国から韓国に品種登録出願された件数は76件、中国へは1件のみとなっている（参考2の21）。これらの国に出願を行っている新品種育成者からは、現地の制度の運用改善を求める声があり、一方、その他の、我が国の大部分の新品種育成者には、海外での育成者権取得に必要な情報が十分には提供されていない状況にある。

農林水産省では、植物品種保護戦略フォーラムを通じて韓国等の品種保護制度を紹介するとともに、ホームページを通じた情報提供に努めている。

③ また、品種登録に必要な審査及び手続は、EU内では統一が進んでいるが、アジア地域では、日中韓の3カ国における統一の動きが緒に就いたばかりである。

#### (2) 施策のあるべき方向

① アジア等の国々に対して、新品種保護制度の整備、充実及び運用改善を働きかけるべきである。その場合に、UPOV条約の規定以上の保護の達成（中国、韓国等における保護対象植物の早期拡大）を目指すべきである。

また、UPOV条約を締結していないアジア等の国々に対し、同条約の締結を働きかけるべきである。

- ② 中国、韓国等の新品種保護制度とその運用状況、育成者権侵害に対する対抗措置のとり方等に関する情報を育成者権者に的確に提供していく必要がある。
- ③ 中国、韓国との審査協力を進め、これらの国との品種登録の審査・手続の統一化及び審査データの相互利用を可能とすることにより、新品種育成者が効率的に権利を取得できるような環境整備を行うべきである。

## 2 国内における効果的な育成者権侵害対策

### (1) 現状

- ① 育成者権者を対象として実施したアンケート調査結果によると、回答者の27%が育成者権侵害（その疑いのあるものを含む。）を受けた経験があると答えている。  
また、近年、我が国の育成品種の種苗が不法に海外に持ち出され、海外で生産された収穫物が逆に我が国に輸入される事例が顕在化してきている（参考2の22）。
- ② このようなことに対抗するため、育成者権者の取組が活発化してきており、育成者権者等の団体である植物品種保護戦略フォーラム（平成14年10月設立）による育成者権侵害対策に関する情報提供（参考2の23）や都道府県間のネットワーク（平成15年5月設立）による侵害情報の収集・交換等（参考2の24）が実施されている。農林水産省においても、このような取組の支援を行っている。
- ③ 一方、育成者権侵害の立証に必要な品種の同一性の判定については、農林水産省所管の独立行政法人等においてDNA品種識別技術の開発を促進するとともに、（独）種苗管理センターにおいて、育成者権者等の依頼に応じた品種比較試験（参考2の25）を実施している。
- ④ また、育成者権者自らの取組として、登録品種であることの統一マークを作成し、農業者や流通関係者に育成者権侵害の防止を分かりやすく伝えることが検討されているが、一方で、一部には、品種登録に関する虚偽の表示による混乱も生じている。

### (2) 施策のあるべき方向

- ① DNA品種識別技術の開発・実用化の推進、育成者権侵害の立証に必要な技術的支援等を引き続き実施する必要がある。また、国内外での育成者権侵害の実態把握に努めるべきである。
- ② 品種登録に関する虚偽の表示を禁止する規定の創設を検討すべきである。

### Ⅲ その他

#### 1 育成者権侵害に対する措置に関する制度

##### (1) 現状

- ① 育成者権侵害の増加に対応して、平成15年に育成者権侵害に対する罰則を強化しており（参考2の8）、権利侵害に対する罰則については、実用新案権及び意匠権と同水準となっている。なお、現在までに育成者権侵害の罪による起訴の実績はない（参考2の26）。
- ② 現行種苗法においては、損害額の推定等の損害賠償に関する特則及び過失の推定等の侵害訴訟に関する規定がおかれているが、特許法のこれらに関する規定は、種苗法よりも充実している状況にある。なお、育成者権侵害訴訟の件数は、過去6年間で5件のみにとどまっている（参考2の27）。
- ③ 育成者権侵害の立証に当たっては、品種の同一性の判定が大きなネックとなっている。

##### (2) 施策のあるべき方向

現状では、まず、育成者権者による侵害の立証を容易にすることが重要であり、品種の同一性を立証するに当たっての技術的な支援等を行っていく必要がある。

#### 2 職務育成に関する制度

##### (1) 現状

- ① 現行種苗法においては、従業者等が職務により育成した品種について、使用者等が品種登録出願をした場合等においては、従業者等は使用者等に対し、対価の支払いを請求できる。  
この対価の額は、使用者等が受ける利益の額及びその品種の育成について使用者等が貢献した程度を考慮して定められる。
- ② 育成者権者へのアンケート調査結果では、職務育成の対価について、使用者等と従業者等の間で問題となった事例はない（参考2の28）。
- ③ 一方、同様の規定（職務発明制度）のある特許法においては、「裁判で決定される対価の額が予測できず、法的安定性が低い」等の問題があったため、本年、対価の基準の策定等に関して所要の改正が行われた。

## (2) 施策のあるべき方向

職務育成の規定に関しては、現時点では具体的な問題が生じておらず、法改正までは必要ないが、職務育成に関する従業者等への対価の決定方法等に関しては、新品種育成についての適切なインセンティブの付与等の観点から、ガイドラインを作成することも含め、今後さらに検討を行っていく必要がある。

## 3 その他

- ① 国民の植物新品種保護に関する認識が十分でないと考えられるので、今後一層、制度のPRに努める必要がある。
- ② 登録品種の種苗の不法な海外への持ち出しを防止するための対策を検討すべきである。

## 植物新品種の保護に関する研究会 中間とりまとめ（案）の概要

この「中間とりまとめ」は、農林水産省のホームページ上で公表し、広く国民の意見を募集したうえで、最終的にとりまとめ。

一部の課題（下記Ⅰの1及び3）については、分科会を開催し、その検討結果を最終的なとりまとめに反映。

### Ⅰ 育成者権の内容について

#### 1 登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大

登録品種の収穫物を加工することにより、脱法行為的に法の網の目をくぐり抜ける行為に対応できるよう、加工品にも育成者権の効力を及ぼすことを検討すべき。

ただし、品種識別の可能な加工品の範囲が限られていること等から、育成者権の効力を及ぼす加工品の具体的な範囲及びその実施時期については、関係者の意見を聴取し、慎重な検討を行う必要。

#### 2 育成者権の存続期間の延長

優良な新品種を適切に保護するために、育成者権の存続期間を延長することを検討すべき。

#### 3 育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲

新品種育成の一層の振興を図る観点から、農業生産現場への影響に配慮しつつ、自家増殖の制限の在り方について再検討することが必要。

自家増殖に当たって許諾を必要とする植物の具体的な範囲については、関係者の意見を聴取し、慎重な検討が必要。

## II 育成者権の戦略的な取得・活用について

### 1 海外における戦略的な育成者権の取得・活用の促進

アジア等の国々に対して、新品種保護制度の整備、充実及び運用改善を働きかけるべき。

中国、韓国等の新品種保護制度とその運用状況、育成者権侵害に対する対抗措置のとり方等に関する情報を育成者権者に的確に提供していく必要。

### 2 国内における効果的な育成者権侵害対策の促進

DNA品種識別技術の開発・実用化の推進、育成者権侵害の立証に必要な技術的支援等を引き続き実施する必要。

品種登録に関する虚偽の表示を禁止することを検討すべき。

「植物新品種の保護に関する研究会」における今後の検討について（案）

1 検討スケジュール

8月24日 第6回研究会（中間とりまとめ案の検討）

9月～10月 「中間とりまとめ」についての意見募集

（農林水産省のホームページに掲載し、広く国民から意見を募集）

9月下旬～11月 分科会の開催

①加工品に関する分科会（3回程度）

構成員：法律関係学識経験者、育成者権者、食品加工業者等

②自家増殖に関する分科会（3回程度）

構成員：法律関係学識経験者、育成者権者、農業者団体等

11月下旬 第7回研究会（とりまとめ案の検討及び決定）

2 「とりまとめ」最終版に反映させる事項

①パブリック・コメントに寄せられた意見

②分科会の検討結果

## 「植物新品種の保護に関する研究会」委員名簿

おおつか 大塚	ふきのり 芳典	大塚法律事務所弁護士
おかだ 岡田	あつし 篤	株式会社福島天香園代表取締役社長
かじうら 梶浦	いちろう 一郎	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構果樹研究所長
こばやし 小林	まさかつ 正勝	雪印種苗株式会社取締役種苗部長
しぶや 渋谷	たつき 達紀	早稲田大学法学部教授
たかはま 高濱	まさひろ 正博	財団法人食品産業センター専務理事
どひ 土肥	かずふみ 一史	国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略科教授
なかむら 中村	ゆうぞう 祐三	全国農業協同組合中央会常務理事
のほら 野原	ひろし 宏	野原種苗株式会社代表取締役社長
はたなか 畑中	たかはる 孝晴	社団法人農林水産先端技術産業振興センター理事長
ふくい 福井	りくお 陸夫	株式会社北研食用菌類研究所顧問
やばな 矢花	こうへい 公平	矢花公平弁護士事務所弁護士

(五十音順、敬称略)

**(参考 1)****植物新品種の保護に関する研究会における主要な意見****I 育成者権の内容について****1 登録品種の収穫物を原料とした加工品への育成者権の効力の拡大に関する意見****(制度改正の必要性)**

- ・「収穫物の段階での育成者権侵害の監視を強化すれば、これに対応して、加工を加えることによって、脱法的に侵害対策の網の目をくぐり抜けようとするものが出てくるのは明らかである。加工品段階での育成者権の行使ができなければ、法の形骸化につながる。」
- ・「小豆等の加工原料用の農林水産植物では、加工されることを前提として品種育成が行われているのであるから、加工品段階まで育成者権の効力が及ぶのは当然である。」
- ・「現在、加工品段階に育成者権の効力が及んでいない理由としては、加工品段階で品種を識別する技術がなかったことが大きいと考えられることから、品種識別技術が開発されてくれば、加工品を育成者権の効力の範囲に加えるべきである。」
- ・「加工原料を調達する際に品種を特定するとコストアップを招くと考えられるが、必要性を上回る根拠たり得ないと考えられる。」
- ・「育成者権は、本来、種苗や収穫物の段階で行使すべきものではあるが、海外から加工品が輸入されてくる場合に、種苗や収穫物の段階で権利を行使することは、実際には不可能なことが多い。」
- ・「きのご類では、輸入されてくる水煮、缶詰等加工品の原料に育成者権侵害物品が使用されることも考えられ、加工品段階で育成者権が行使できるようにすることが必要である。」
- ・「今後の作物育種は、含有成分、機能性、効用等に発展する可能性があり、加工品段階まで育成者権の効力を及ぼすことは必要である。」

- ・「DNA品種識別技術を加工品に適用するための研究開発は着実に進んでいる。」
- ・「育成者権侵害の立証は、傍証を積み重ねていくしかなく、DNA品種識別技術は絶対的な証拠ではないものの、傍証としては極めて重要なものである。」

### (問題点)

- ・「植物新品種保護制度の改正等を検討するに当たっては、新品種の育成者のみならず、農業者及び収穫物を原料とする加工食品業者等の実態を十分踏まえ、農業生産、食品加工、流通等の現場に混乱をもたらさないように配慮することが必要である。」
- ・「現状では、加工原料を調達する際に、品種を特定していない場合も多く、このような場合に、品種を特定して原料を調達するとすると、コストアップを招く。  
海外では、我が国と異なる品種名が使用されている場合もあり、このような場合は、品種の特定が一層困難である。」
- ・「登録品種の収穫物や加工品が、意図しないのに混入した場合の対応が困難である。」
- ・「DNA品種識別技術は、米等では進んでいるようであるが、特定の作物に限られている。」
- ・「複数品種の混合原料による加工品を検査対象とした、簡易で安価なDNA分析の手法が確立されていない現状では、『科学的分析が可能』というには時期尚早である。  
現時点で加工食品業者が科学的検証をせざるを得ない制度となった場合には、大きなコスト負担が発生し、ひいては生産の遅滞にもつながる。」
- ・「現時点では、育成者権の効力の及ぶ範囲に加工品を加えるのは時期尚早である。将来、DNA品種識別技術が一般的に実用化した場合には、加工原料専用品種に限り育成者権の効力を加工品にまで及ぼすべきである。」
- ・「流通業者が優越的な立場にある現状では、いわゆるバイイングパワーにより、訴訟回避のみを目的として、『育成者権を侵害するおそれのないことの原料商品証明書』が次段階のユーザーから加工業者等に安易に求められることが懸念される。」
- ・「種苗や収穫物段階での不正防止対策が未整備なままでの、加工品への権利行使の制度化は、運用によっては輸入品の締め出しのための手段と捉えられかねない。」

- ・「育成者権は尊重されるべきものであるが、消費者への健康危害のおそれがある残留農薬等の問題とは異質である。」
- ・「育成者権は、本来、種苗や収穫物の段階で行使すべきものであるのに、安易に損害賠償を請求しやすい加工業者を訴えるということにならないか？」

### (施策のあるべき方向)

- ・「現在、加工品段階に育成者権の効力が及んでいない理由としては、加工品の中に含まれるものの範囲が広すぎるということも大きいと考えられることから、対象とすべき加工品の範囲について十分に議論をすべきである。」
- ・「加工品に育成者権の効力を及ぼすことを前提として、その範囲を論議すべきである。」
- ・「対象とする加工品については、侵害の実態、加工品段階での品種識別の可能性などを考慮して、個別に指定する等、現実的に対処すべきである。」
- ・「加工品段階で品種の識別のできるものは、育成者権の効力の対象としてほしい。」
- ・「DNA品種識別技術の発展度合いに伴って、法制度の在り方を考えるのがよい。この場合、DNA品種識別技術の①正確性、②迅速性、③費用の妥当性、④利用の容易性を考慮する必要がある。なお、新品種保護制度の取締法的方向を強化するのであれば、コストがかかったとしても、公権力をもって摘発すればよいということになる。」
- ・「将来、DNA品種識別技術が一般的に実用化した場合には、加工原料専用品種に限り育成者権の効力を加工品にまで及ぼすべきである。」
- ・「育成者権の効力の及ぶ範囲と及ばない範囲を明確に区分けして示さないと、混乱を招く。」
- ・「まず、『収穫物』と『加工品』の定義を明確にする必要がある。」
- ・「権利者と加工・流通業者との争いが、国民への食料の安定供給に影響を及ぼすこともあるのではないか。」

## 2 育成者権の存続期間の延長に関する意見

### (制度改正の必要性)

- ・「新品種の育成に長期間を要すること、さらに、新品種の特徴が評価され、普及が進むまでも相当の期間が必要であることを勘案すると、これに見合った権利の保護を確保し、新品種育成を振興するためには、現行の保護期間では不十分である。」
- ・「知的財産である植物の新品種を活用し、我が国の農林水産業の競争力強化を図るためには、優良な新品種の育成者権を長期間にわたり保護する必要がある。」
- ・「育成者権の存続期間を長くすることは、農業者による自由な品種の利用を長期間制限することとなるが、そのことよりも、新品種を保護することによって、我が国農業の競争力を強化できるメリットのほうが大きい。」
- ・「もし、しいたけの品種保護期間が30年や50年であったなら、中国からの大量輸入や暫定セーフガードの発動はなかったと考えられる。」
- ・「登録品種全体のうち、産地の主力品種として普及するような優良品種は僅かであるが、このような品種の保護期間をどのように考えるかを問題とすべきである。したがって、登録品種全体の平均存続期間を議論しても意味がない。」
- ・「一般的には、多品種化が進み、品種の寿命が短くなる傾向にあるが、画期的な新品種で長期間にわたって利用されるものもあり、このような品種については、従属品種の出現も予想されるので、育成者権を可能な限り長期に保護することが必要である。」
- ・「権利の保護されている品種では、相対的に種苗の生産・流通の管理がしっかりしていることから、育成者権の存続期間が長くなることにより、農業者側では、品質の保証された種苗を確保しやすくなるというメリットもある。」

### (問題点)

- ・「植物新品種保護制度の改正等を検討するに当たっては、新品種の育成者のみならず、農業者及び収穫物を原料とする加工食品業者等の実態を十分踏まえ、農業生産、食品加工、流通等の現場に混乱をもたらさないように配慮することが必要である。」
- ・「特許権の存続期間（出願から20年）と比較すると、育成者権の場合は、登録後20年又は25年であり、また、登録前の仮保護の制度もあることから、現行制度におけ

る育成者権の存続期間は短いとは言えない。

自家増殖を原則として認めないという制度改正を行い、新品種育成者の利益確保を図れば、育成者権の存続期間を延長しなくても、十分ではないか。」

- ・「育成者権の実際の平均存続期間は短く、アンケート調査結果においても、存続期間は『現行のままでよい』という回答が多い。」

### (施策のあるべき方向)

- ・「果樹のような永年性作物の保護期間を30年とすべきである。  
果樹の品種更新には7～8年を要するため、品種交代がおきにくいため、新品種が本格的に普及する頃には、育成者権の存続期間が終わりに近づいている。」
- ・「品種育成に時間を要する作物については、育成者権の存続期間を長くすべきである。  
また、一度購入された種苗が長く利用されるものについては、一定期間に育成者権者が得るロイヤリティーは少ない。」
- ・「育成者権の存続期間は、現行法の期間で十分である。ただし、期間満了後においても、主力品種であるような品種については、存続期間を更新できる特例を設けてはどうか。」
- ・「育成者権の存続期間を延長するのであれば、品種登録の審査期間の大幅な短縮とセットで検討すべきである。審査期間の短縮のためには、新品種育成者の出願書類作成への支援が重要であり、品種登録の審査官のOBの活用等について検討すべきである。」
- ・「既に育成者権の存続期間が満了している品種であっても、エリモショウズのように、権利の存続期間中に無断で海外に持ち出されたことが明らかであり、輸入小豆の大部分を占めているような場合には、法的に可能であれば、措置を検討してほしい。」
- ・「輸入しいたけは、生しいたけで75%、乾燥しいたけでは100%近くが日本の品種であり、育成者権の存続期間が満了していても、存続期間から栽培され持ち込まれていることが明らかであれば、措置を検討してほしい。」
- ・「既に育成者権の存続期間が満了している品種について、保護の措置を講じることは、法的に困難であると考える。」

### 3 育成者権の効力の例外とされる農業者の自家増殖の範囲に関する意見

#### (制度改正の必要性)

- ・「新品種の育成者の正当な利益を保護し、新品種育成の振興を図るためには、自家増殖の制限を強化すべきである。」
- ・「栄養繁殖の容易な果樹種苗等は、苗木の発売開始当初しか売れないため、育種に長い年月と多くの資金を費やしても、その費用等の正当な回収が難しいため、民間育種の促進を阻んでいる。」
- ・「農業者に自家増殖を認めていることが、育成者権の保護についての意識の現場での浸透が進まないことの大きな要因となっている。」
- ・「自家増殖が制限されるようになれば、生産現場まで種苗の取扱いに十分な注意が払われるようになり、農業全体に権利保護の気運が高まり、周知が進むこととなる。」
- ・「きのこでは、自家増殖によって種菌の品質が劣化する可能性が高く、生産者の安定生産を確保するためにも、自家増殖は禁止すべきである。」
- ・「稲や大豆の新品種育成への民間参入が少ない原因の一つは、自家増殖を認めているため、新品種育成者の利益が少ないことである。」
- ・「育成者権者が販売した数量よりも多数の種苗が農業生産に用いられていても、権利を侵害して得た種苗なのか、正規のルートで入手した種苗から自家増殖によって増やされたものなのかの判定が困難であり、育成者権者に不利な状況が生じる場合もあると考えられる。」

#### (問題点)

- ・「植物新品種保護制度の改正等を検討するに当たっては、新品種の育成者のみならず、農業者及び収穫物を原料とする加工食品業者等の実態を十分踏まえ、農業生産、食品加工、流通等の現場に混乱をもたらさないように配慮することが必要である。」
- ・「自家増殖の制限の強化は、農業者の正当な権利の侵害であり、現場での混乱を招く。」
- ・「自家増殖の制限を強化すると、農業生産に当たっての種苗のコストが増加し、農業経営を圧迫する。」

- ・「植物の種類によっては、種苗の量と質の両面にわたる安定供給体制が確立していないなかで、自家増殖の制限を強化すれば、安定的な農業生産の維持に支障をきたす。自家増殖が種苗の安定確保に果たす役割を考慮すべきである。」
- ・「大豆では、自家増殖の比率が高く、自家増殖を禁止すると国内の生産量は減少するという危惧があるようである。」
- ・「現状では、購入した種苗が不良で、例えばウイルス感染苗により圃場が汚染された場合であっても、種苗会社は種苗費までしか補償をしないのが一般的であるし、量を安定的に確保できるかどうかについても保証があるわけではない。  
生産者にとって、自家増殖には、種苗の供給における量と質の確保に対するリスクヘッジの役割もあることを十分に考慮する必要がある。」
- ・「現行法に照らしても法律違反であるような事例は、現行法で取り締まるべきであって、自家増殖と結びつけて考えるべきではない。育成者権の保護についての意識の浸透に努めるべきである。」
- ・「自家増殖による種苗の品質劣化があるとすれば、種苗の販売者が通常の事業活動の中で購入者に伝えるべきであり、自家増殖を制度的に禁止する必要はない。」
- ・「新品種の普及にあたっては、その新品種と産地の状況にあった栽培技術の開発・普及が必要となるが、その際、農業者の自家増殖による種苗の確保と試験栽培が行われ、新品種の普及がなされる実態がある。また、例えば果樹の場合、本格的な新品種導入の際には、ウイルス病への懸念や大量に苗木が必要となることなどから、苗木を購入することが多い。」

#### (施策のあるべき方向)

- ・「自家増殖は原則禁止とし、自家増殖を行うことが不可欠なものについてのみ、自家増殖を認めることとすべきである。」
- ・「農業者が営利栽培を目的とするものは、すべて自家増殖の制限の対象とすべきである。」
- ・「農業者による自家増殖については、農業者の経営感覚の醸成等の観点から、従来からの既得権には拘わらず、必要な許諾料は支払うという基本的な姿勢で臨むべきである。」

と考える。

その上で、植物区分の違い（当該植物についての国民の食生活や我が国農業上の重要度等）や栽培の段階（例えば、新品種の市場での認知に至るまでに必要な農業者による試験栽培等）を勘案して、自家増殖を許容する範囲をリストアップすることについて検討すべきである。」

- ・「現行のとおり、自家増殖は原則可能とし、『契約で自家増殖の制限の定着しているもの』を『良質な種苗を安定的に供給できること』を条件として、例外とすべきである。その場合に、自家増殖を制限する植物は、必ずしも栄養繁殖植物のみとしなくてもよいが、自家増殖を制限する植物の選定に当たっては、農業生産への影響を十分に配慮すべきである。」
- ・「自家増殖に当たって、育成者権者の許諾が必要ない場合でも、自家増殖で生産した種苗の数量に応じて、育成者権者に利益が還元されるべきである。」
- ・「果樹の品種更新のために高接ぎする場合には、自家増殖を禁止し、許諾料を払う仕組みを考えるべきである。イネでは、ほぼ定期的に種子の更新が行われるので、自家増殖分を何らかのかたちで回収する必要がある。作物ごとに、その増殖形態に即した検討が必要である。」
- ・「自家増殖を制限する植物又は自家増殖を可能とする植物の選定に当たっては、アンケート調査の実施等により、十分な現状把握を行ったうえで、検討すべきある。」
- ・「観賞用草花と稲や果樹は同列には論じられないのではないか。稲等の自家増殖は、農業者にとって伝統である。また、果樹の高接ぎは資源の有効利用でもある。」
- ・「実際には、自家増殖禁止の遵守を確保することは非常に難しいので、自家増殖の制限を強化した場合には、どのようにその遵守を確保していくかの検討も必要である。」
- ・「自家増殖の制限を強化する場合には、農業生産現場で混乱が起こらないように、何らかの経過措置を設けるなどの工夫が必要である。」

## II 育成者権の戦略的な取得・活用について

### 1 海外における戦略的な育成者権の取得・活用に関する意見

- ・「我が国の育成者権を海外で有用に活用できるよう、特にアジア地域の国々の品種保護

制度確立に向けた支援をより積極的に行うべきである。」

- ・「中国、韓国に、全植物の保護を強力に求めてもらいたい。」
- ・「海外の国々に『きのこ』を植物新品種保護制度による保護対象とするように働きかけてほしい。」
- ・「植物新品種の保護についてF T A交渉でとりあげるべきである。特に、T R I P S協定やU P O V条約レベルでできないようなことも求めるようにすべきである。」
- ・「国からも、中国に対して新品種育成者の権利保護について働きかけてほしい。」
- ・「我が国の登録品種が不法に持ち出されることが多い中国、韓国については、各国当局とより密接な協力関係を構築し、適切な権利保護の促進及び権利侵害の防止に努めるべきである。」
- ・「外国、特に中国、韓国等周辺地域の人々に、育成者権の保護の重要性を認識してもらうように努めるべきである。また、品種特定、DNA鑑定技術などについて、共通認識や共通ルールを育むよう努力すべきである。」
- ・「政府が行っている国際交流の場や日本の大学での外国留学生教育の現場で植物品種保護の問題を取り上げるよう努めるべきである。」
- ・「種苗流通の国際化が急速に進んでいるので、海外各国の品種保護制度に関する情報を積極的に収集し、広く我が国の関係者にその情報を公開する必要がある。また、海外での育成者権取得への積極的な支援を行うべきである。」
- ・「我が国と中国、韓国における審査基準や審査の技術的水準は同じなのか？」

## 2 国内における効果的な育成者権侵害対策に関する意見

- ・「簡易なDNA品種識別技術を確立する必要がある。」
- ・「DNA品種識別技術の標準化と登録品種の真正品のDNAの保存が必要である。」
- ・「DNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、農林水産省等

の関係機関で、その技術開発を強力に推進すべきである。」

- ・「育成者権の保護促進に係わる関係機関、関係団体に、より積極的な支援を行うべきである。」
- ・「国が中心となって活動し、都道府県の育成者権侵害情報のネットワークに全都道府県が参加するよう推進してほしい。」
- ・「国が、輸入商社や国内の重大な育成者権侵害の関係者を呼んで事情を聴くなどの活動をしてほしい。」
- ・「特許では、特定の言葉を表示に使用することを禁止しているので、種苗法でも品種登録に関連する言葉を独占的に使うための規定を設けることが必要ではないか。」

### Ⅲ その他

#### 1 育成者権侵害に対する措置に関する制度に関する意見

- ・「育成者権侵害が疑われる品種が、自己の育成者権の及ぶ品種かどうかの立証が困難であることが、育成者権侵害に関する訴訟を起こすに当たってネックとなっているので、特許法にあるような、被告による自己の行為の具体的態様の明示義務に関する規定をおけば、育成者権者は助かると考えられる。」
- ・「現状の品種識別技術の状況等を考えると、品種の利用者に不利な『自己の行為の具体的態様の明示義務』等の規定をおくことは困難である。」
- ・「DNA鑑定による品種識別が、直ちに、しかも安価にできる体制が必要である。また、鑑定結果が裁判所に採用される実績づくり、ルールづくりが必要である。」
- ・「現状のDNA品種識別技術を前提とすると、育成者権侵害は公権力による取締りを強化するのが手っ取り早いように思う。」

#### 2 職務育成に関する制度に関する意見

- ・「特許でこれから行おうとしている、対価の基準の策定に関する『手続の合理性』の確保は、非常に大変な話であり、種苗法関係では、そこまでやる必要があるのか。『手続の合理性』がないのであれば、特許法においても、従前の規定と同じこととなる。」

- ・「使用者側のみから話を聞いて、問題点がないと結論を出すのは、適切でない。従業者側からも状況を聞く必要がある。」
- ・「現状では問題はないが、将来のことを考えると、職務育成に関する従業者への対価等については検討しておく必要がある。」

### 3 その他に関する意見

- ・「国民全体が植物新品種の保護制度を知らないような状況にあるので、加工品に育成者権の効力を拡大する前に、まず制度のPRを十分に行うべきである。生産者、流通関係者、市場関係者、輸出入業者等にも、品種保護制度の趣旨を徹底する必要がある。」
- ・「登録品種の種苗の不法な海外への持ち出しを防止するための対策が必要である。」
- ・「輸出検疫を行う際に、育成者権の侵害についても併せてチェックしてはどうか。」
- ・「農産物等を輸入する際に、品種名の申告を義務づけることが、育成者権侵害物品の取締りには、有効であると考えられる。」
- ・「海外の企業等が保有する新品種の権利により、我が国の農林水産業が大きな影響を受けることもあるのではないか。」
- ・「海外の企業が権利を保有している優良新品種を、その権利を尊重しつつ国内に普及させることも、我が国農業の生産性向上につながる。」
- ・「農民の権利という考え方があるが、イネでもほぼ定期的に種子を更新しており、生産者に知的財産権についての意識がないことが問題である。」
- ・「品種登録の審査期間を欧米並みに2年程度に短縮する必要がある。出願公表もより迅速に行うべきである。」
- ・「『人の生命・身体の安全性』と植物新品種の関係についても議論すべきである。」
- ・「現行の『種苗法』という名称からは、一般的に植物新品種の保護制度を規定している法律であるとは認識し難く、『品種保護法』『育成者権法』等のわかりやすい名称に代えることも、制度をPRするうえで有効な手段である。」